

環境影響評価書案審査意見書

「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」に係る環境影響評価書案(以下「影響評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：菱光石灰工業株式会社
代表者：代表取締役社長 中原 宏
所在地：東京都千代田区神田富山町10番地2
- 対象事業の名称及び種類
名称：菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場
採掘区域拡張事業その2
種類：土石の採取
- 対象事業の所在地
東京都八王子市美山町及び小津町

第2 意見

【騒音・振動】

- 1 採掘に伴い発生する発破低周波音の評価において、ISO-7196 で規定され1～20Hzの超低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正を施したG特性音圧レベルで100dBを満足することから、影響は少ないと評価している。

しかしながら、国のマニュアルによれば、低周波音の影響として心理的影響（圧迫感、振動感）及び物的影響（建具のがたつきの閾値）について指摘されていることから、これらの影響についても予測・評価すること。

- 2 採掘に伴い発生する発破騒音・振動の予測において、予測地点であるHP-1敷地境界（美山）及びHP-2最寄民家（美山）については、事業着手後～30年後において発破位置と予測地点が近づくことはないことから、現地調査結果を予測値としている。

しかしながら、発破位置からの距離や予測断面等が不明確であることから、HP-3最寄民家（小津）と同様に、正確な距離等を明確にした上で、予測・評価すること。

- 3 破碎・選別に伴い発生する工場騒音・振動及び採掘に伴い発生する重機騒音・振動について、現地調査の結果、朝（6:00～8:00）の時間帯において、工場及び重機の稼働が確認できることから、これらの時間帯についても予測・評価すること。

- 4 出荷ダンプトラックの走行に伴う道路交通騒音について、事業関連車両は将来とも変化しないため、本事業に伴う騒音レベルの増加はないとしている。

しかしながら、現況においても環境基準を上回る地点が確認されており、走行ルート周辺には小学校等が立地し、事業期間も長期にわたることから、規制速度の遵守、急発進・急加速を避けるなど、より一層の環境保全措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めること。

【水質汚濁】

- 1 事業区域内の雨水を処理する洪水調節池等について、新設する洪水調節池（切羽調節池）は構造図により詳細を明らかにしているが、既設の洪水調節池及び沈殿池等の構造について記載がないことから、具体的に構造等を明らかにすること。

- 2 予測結果において、沈砂池等は既存と同じものを利用し、これまでと同様に浮遊物質量（SS）の除去を行うことから、現況と同程度の濃度（2～15mg/L）と予測しているが、既存資料調査結果及び現地調査結果によれば、R-1（放流口直下）におけるSS濃度が22～23mg/Lである

ことから、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

【地形・地質】

- 1 斜面の安定性の予測において、現地調査の結果、斜面の地質は砂岩頁岩互層であることが判明していることから、採掘面に薄く割れやすい頁岩が出現した場合の安定性を確保する方策について、具体的に記述すること。
- 2 集中豪雨等により落石が生じた場合の災害防止策について具体的な内容が不足していることから、採掘斜面に係る残留緑地、回復緑地、採掘勾配、小段、落石防止柵等を明示した斜面全体の断面模式図を作成するなど、落石災害防止策について分かりやすく記載すること。

【水循環】

- 1 事業の実施による植生及び地形の改変に伴い、新たな採掘斜面が出現することとなるが、残留緑地の確保と新たに回復緑地や植栽緑地を設けることによる地下水涵養能保全の程度について、類似事例を参考にするなど分かりやすく記述すること。
- 2 湧水調査地域内において、流量が確認できない程度のしみ出しを13地点確認しているが、既事業における環境影響評価書（平成12年1月）では、調査地域が狭いにも関わらず、72地点の湧水及びしみ出しが確認されている。

このことから、湧水等の地点が大幅に減少した原因を科学的に検証するとともに、本事業に伴う湧水等への影響について、定期的に現地調査を実施するなど、事業着手後においても注視し、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること。
- 3 河川流量の変化の程度について、入山川流域における改変面積の流域に対する割合が僅かであることから、河川流量の変化はほとんどないと予測している。

しかしながら、分水嶺の変更を伴う流域変更であることから、入山川の河川流量に影響を与える可能性があるため、既存の自動観測地点において、事業着手後も引き続きモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること。

【生物・生態系】

- 1 掘削終了後の犬走り及び盛土造成地等に樹木の植栽を実施することで、樹林の面積は徐々に回復し、植栽緑地の存在により最終的には着手時点よりも増加することから、生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないと評価している。

しかしながら、事業の進捗に伴う植生の回復状況が不明確であるこ

とから、各施行段階における植栽緑地の状況等について、断面図や模式図を用いるなど、具体的に分かりやすく説明すること。

- 2 本事業は分水嶺の改変を伴う流域変更であることから、入山川流域に生育する植物に影響を与える可能性があるため、事業着手後も定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること。

【景観】

- 1 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、事業区域南側の眺望地点から事業区域を視認できなかったとしている。

しかしながら、稜線を改変する事業であることから、眺望地点を可能な限り調査し、フォトモンタージュの作成により地域の景観に与える影響を予測・評価すること。

- 2 30年後の事業完了時を予測・評価時点としているが、事業が長期間にわたることなどから、中間時点である事業実施15年後の予測・評価も行うこと。

【廃棄物】

事業の実施中における廃土・廃石等の予測について、可能な限り有効活用・再利用することにより、区域内での再利用率を100%としているが、既事業における実績等を踏まえて、その妥当性について具体的に説明すること。

併せて、伐採樹木及びその他の廃棄物について、再利用、再資源化率を明らかにすること。